

農産物検査規格検討会（第3回）

農産物検査規格検討会（第3回）

日時： 令和元年12月23日（月）

会場： 農林水産省第3特別会議室

時間： 午後3時30分～午後5時05分

議事次第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
 - (1) 農産物検査規格の見直しについて
 - (2) その他
- 4 閉 会

配付資料

議事次第

農産物検査規格検討会委員名簿

農産物検査規格検討会（第3回）【座席表】

資料1 異種穀粒に関する資料

資料2 フレコンの推奨規格の検討に関する資料

資料3 胴割粒・着色粒の検討に関する資料

委員からの提出資料（栗原委員）

出席委員

座 長	大 坪 研 一	新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科特任教授
委 員	梅 本 典 夫	全国主食集荷協同組合連合会会長

委	員	江	渡	浩	一般財団法人日本穀物検定協会理事
委	員	荻	島	雅洋	一般財団法人全国瑞穂食糧検査協会常務理事
委	員	金	子	真人	株式会社金子商店代表取締役社長
委	員	郡	司	和久	木徳神糧株式会社執行役員、米穀事業生産部門部門長
委	員	齋	藤	一志	公益社団法人日本農業法人協会副会長
委	員	夏	目	智子	特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長
委	員	横	田	修一	全国稲作経営者会議青年部顧問

午後3時30分 開会

○検査物課課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから、第3回農産物検査規格検討会を開催させていただきます。

開催に当たりまして、平形農産部長から一言ごあいさつを申し上げます。

○平形農産部長 皆さん、お疲れさまでございます。農産部長でございます。本日、農産物検査規格検討会第3回の開催に当たりまして、一言、あいさつを申し上げます。

まず、年末の御多忙中にもかかわらず委員各位におかれましては、本日の本会に御出席いただきましたことを、まずもって御礼申し上げます。また、現在、食料・農業・農村政策審議会が開催されているところでございまして、当局の天羽政策統括官は出席のためこちらに出席できないことを、お詫び申し上げます。

さて本会でございますが、本年3月に取りまとめられました農産物の規格検査に関する懇談会における中間論点整理と、その後の議論を踏まえまして、農産物検査規格の項目の見直し等について検討をしていただいているところでございます。10月から開催ということでございますが、本日は第1回、第2回の検討会での委員各位の御意見、これを踏まえまして大きく3つ、1つは異種穀粒の問題の件、それから2つ目、フレコンの推奨規格の件、3つ目でございますが、着色粒それから胴割粒についての件ということで、活発な本日も御議論をいただきまして、検討を深めていただきたいと考えております。

委員各位のそれぞれの専門的な立場からの忌憚のない御意見、活発な御議論をお願いいたしまして、本会の開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○検査物課課長補佐 恐れ入りますが、カメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料一覧にございますように、議事次第、委員名簿、座席表、資料1、資料2、資料3を配付しております。また、栗原委員から資料の提出がありましたので、配付させていただきます。不足などございましたら、会議の途中でも結構ですので、事務局にお申しつけください。

次に、委員の出欠状況についてですが、栗原委員、高木委員は御都合により御欠席され、9名の委員の皆様にご出席いただいておりますことをご報告いたします。出席委員及び農林水産省の出席者につきましては、座席表でご確認いただきますようお願いいたします。

本検討会は公開で行います。事前に本日の傍聴を希望される方を公募しまして、約30名の方

が傍聴されております。

ここからは、本検討会の座長であります大坪委員に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○大坪座長 それでは、今後、私が進行させていただきます。次第に従って進めさせていただきます。

まず、事務局から資料1に基づき御説明をいただきまして、その後、委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。その後、資料2、資料3と、項目ごとに事務局から御説明いただきまして、委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。

委員各位それから事務局におかれましては、効率よく議事を進められるよう円滑な進行に御協力をいただきたく、よろしくお願いいたします。

まず事務局から資料1、異種穀粒に関する資料でございます。この御説明をお願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 それでは、事務局のほうから御説明をさせていただきます。資料1を御覧いただきたいと思います。

まず1ページでございます。前回、異種穀粒の統合規格案について御意見をいただいたところでございます。その概要を掲載させていただいております。

主なところを御紹介させていただきます。まず各委員、御賛成の意見が多かったのですが、一番上から6つ目ぐらいのところでございますが、クサネムのお話をいただいております。クサネムやもみの混入が非常に増えると非常に厳しいのではないかということ、見直すことについては賛成ですという御意見がございました。また、一番下でございます。統合案に賛成ということでございますが、この数字だけを見ると緩やかになったと受けとめられかねない気がいたしますという御意見がございました。次のページを御覧ください。2ページでございます。上から2つ目を御覧いただければと思いますが、現状のもみの規格0.3%でございますが、ここでより厳しくなったというような形の方が良いとは思いますがという御意見がございました。そしてその次でございますが、これを0.3にすると非常に厳しくなってしまうという、また逆の御意見がございました。そして5つ目でございますが、3項目を1項目にすることは決めるとの提案について、生産者からいうと0.6%や0.7%までオーケーだったものが0.4%になったということであれば、逆に厳しくなっていると、もっと厳しくという話になるとちょっと話が違ってくるといふ御意見がございました。

このような流れの中で座長の整理といたしまして、次回、第2回に御提示した案も含めて複

数案を御提示させていただき、委員の皆様には御議論をいただきたいということで整理がなされたところでございます。

3ページを御覧ください。前回も御説明をさせていただいた資料でございます。異種穀粒の規格の変遷について記載をしております。一番下の昭和63年まででございますが、もみと、もみを除いたものということで、2種類の規格であったということでございます。これが平成元年の規格見直しにおきまして、当時問題になっていたという麦について、着色粒と同等の最も厳しい基準を設定したということでございます。平成13年には等外がなくなった、あるいは容積重がなくなったということではございますが、ほぼこの平成元年の規格が現在まで続いているということでございます。

4ページを御覧ください。異種穀粒について前回クサネムのお話もございましたので、どういものが含まれるかということ資料として整理をさせていただいております。左側のうるち玄米の異種穀粒に関する規定を御覧いただきますと、まず定義でございますが、その種類、つまりうるち玄米でございますが、その玄米を除いたほかの穀粒を言うということで定義がなされております。もみ、それから麦というものがあられるわけでございますが、そのもみ及び麦を除いた異種穀粒の例といたしますれば、大多数は精米でございます。また、若干ながらもちの玄米が含まれるということをお聞きしております。また、ごく微量ではございますが、粟やヒエなども含まれているということでございます。

右側のところを御覧ください。異物という規定が農産物規格の中にございます。これは異種穀粒とはまた別の規格でございますが、異物の中にクサネムなどの雑草の種子、稲わら、それから粃がらというものが含まれてございます。この異物については、現在例えば1等の上限は0.2%という基準が設けられてございますので、これを今回見直すという御議論はいただけないわけでございますが、異種穀粒の規格とはまた別の異物として規格化が定められていると、今回の御議論とはまた別の規格であるということでございます。

それから5ページを御覧ください。異種穀粒の区分別の数量について前回御紹介をいたしました、調査を行ってまいりました。その結果は、この上側の表の中に書いてあるものでございます。もみが約86.3%、麦がゼロ、そして、もみ及び麦を除いたものが13.7%あったということでございます。

さらに前回の終わった後に、これはデータの中でさらに細分化できないかということを検討してまいりまして、下側の表を今回お示しさせていただきたいと思っております。この赤枠の部分のものについてさらに、データは限られておりますので御参考としてということでございますが、

等級別にもみで格落ちをした数量を100といたしますと、もみ及び麦を除いたものでどれ位格落ちをしているのかということを表したものでございます。2等でございますと、もみで100格落ちしているということでございますと、もみ及び麦を除いたものが20.6%、3等であると47.8%、規格外であると69.2%あったということでございます。

これをもとに右側でございますが、統合規格案の適正水準ということで、これも御参考としてということでございますが、試算をしてみると、このような数字でございます。1等の水準でございますが、もみが一番多いということでございますので、もみの混入上限0.3%、これにもみ及び麦を除いたものの1等の上限0.3%、これに先ほど申し上げました比率を掛け合わせますと、0.3%プラス0.06%ということでは0.36%になるということでございます。同じように見てまいりますと2等が0.74%、3等が1.69%ということになってまいります。前回統合規格案としてお示しをいたしました0.4%、0.8%、1.7%という数字がございましたけれども、これに近いような数字になっているということではございます。

6ページを御覧ください。前回の議論の整理といたしまして、複数の規格案をご提示するという事になっております。本日、規格案4案をお示しさせていただいております。

まず案の1でございます。1等0.3%、2等0.5%、3等1.0%「ということではございまして、これは現行規格のもみの規格を、もみ、麦、その他の統合した規格基準として定めるというのが、案の1でございます。案の2でございますが、1等0.4%、2等0.8%、3等1.7%ということで、これは前回お示しをいたしました規格案ということではございます。そして案の3でございますが、もみと、もみを除いたものということで、現行の規格案の麦の欄を削除したもの、これが案の3でございます。そして案の4でございますが、1等0.6%、2等1.0%、3等2.0%ということで、これは現行の規格のもみと、もみ及び麦を除いたもの、これを合計した数字ということではございます。

後ほど各委員からこれに賛成されるもの、複数でも結構ですので御意見を伺い、また、反対をされる案について、複数でも結構ですので御意見を伺い、統合規格案として反対がないものから、御意見によって決めていただければと思っております。

それからあと、本日お配りをさせていただきました栗原委員の御意見がでございます。本日御出席をいただける予定でございましたが、今朝、御連絡がございまして、体調不良ということで、急遽、御欠席ということになりました。そのかわりに御意見を紙で御提出をいただいておりますので、御紹介をさせていただきたいと思っております。

1番の異種穀粒についてというものでございます。第3回検討会の事前説明、委員に御説明

をさせていただきましたが、4つの案を伺いました。案の1は全ての異種穀粒の混入限度を現状のもみだけの水準にする厳しいものであり、全農として受け入れることができない内容です。国がこの案で決めたいのであれば、引き続き議論が必要と考えます。麦を除いて現行の水準と変わらない案3、また、その案3の水準で種類ごとの区分がない案4については、積極的に受け入れることができる内容です。案2は現状より厳しい基準、そういう御認識でございますが、もみ以外の混入の実態を踏まえると、全農として受け入れることができる内容と考えますということをごさしまして、その後、お電話でも御意見を事務方の方に伺っておりますが、このとおり案の1については反対、案の2、3、4については受け入れることができる、賛成ということでごさしているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、まず異種穀粒について御議論をいただきます。本日は、前回の御議論を踏まえまして、今、事務局より統合規格案を御説明いただきましたように4案提示されています。後ほど各委員の皆様には、妥当と思われる案あるいは妥当ではないと思われる案について、複数でも結構ですので順にお伺いしたいと思います。

まずその前に、今いただいた事務局からの御説明につきまして御意見あるいは御質問があれば、先にお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

それでは、委員お一方ずつ御意見を伺いたいと思います。

梅本委員、よろしく願いいたします。

○梅本委員 今、説明を伺いました5ページの右下の、もみ及び麦を除いたものの等級別比率から試算した適正水準という数字、ちょうど案2に当てはまるものだと思います。どれが賛成でどれが反対かということになると、案2を適当なものであろうと判断いたします。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。案2に御賛成です。

江渡委員、いかがでしょうか。

○江渡委員 私は前回、混入の水準についてですが、事務局の提示された案で概ね妥当ではないかというようなお話をさせていただいたところでもあります。さらに今回一部の検査機関の約3割の等級別の比率のデータを示されたということですので、それが全てではないでしょうが、今の混入の現状の実態を反映しているのではないかと考えておりますので、私も案2でよろし

いのではないかと考えております。

○大坪座長 ありがとうございます。第2案に賛成という御意見でございます。

荻島委員、いかがでしょうか。

○荻島委員 農産物検査の目的そのものからしても、農産物の公正かつ円滑な取引の助長ということなので、そういう意味で言えば、玄米というのは精米の原料として実需者といえますか、精米業者なり卸さんなりに渡されるものということで、取引当事者である生産者側と実需者側のある意味双方が納得いくような妥協点を探るとというのが、この水準確定の作業だと思いますので、そういう意味では前回も申し上げましたが、案の2につきましては、比較的どちらに偏るといってもなく双方が妥協しやすい案なのではないかと考えておりますので、それぞれの方がこれをベースにお話をしていただければ良いのではないかと考えております。

○大坪座長 ありがとうございます。第2案に賛成ということでございます。

金子委員、いかがでしょうか。

○金子委員 5ページの調査結果や委員の発言、各産地のヒアリングも踏まえ、案2は緩和されたと思われない数値なので、案2に賛成です。案4は、もみと、もみと麦を除いた数値の合計なので、著しく緩和しているので反対をしたいと考えております。

○大坪座長 ありがとうございます。

では、郡司委員、お願いいたします。

○郡司委員 今回第2回の議論を踏まえて適正水準という形で5ページに示されたように、案2に賛成ということですが、弊社の方、精米工場に入ってきますデータ、年数万件ありますが、そちらのところを分析した中でも、麦についてはほとんど今は入ってこない状況ということで、生産者の方のコンタミ対策ですとか技術の向上、ラインを別にしている等々ありますので、麦を今回の規格から抜くという、この案2に賛成ということでございます。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

では、齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 私も皆様と同様でして、案1は、いくら何でもちょっと厳し過ぎるということで反対したいと思います。あとそれから案4も、これはどう見ても緩過ぎると消費者の方から見られてもいけないし、業界からも緩いということで非難されても嫌なので、これも反対ということで、案3は栗原委員も同様のコメントを書いておりますが、これであれば今までと全く同じなので、これは異論ございません。そしてまた、今日報告いただいたように5ページの右下

にありますように、現実の分析によってほぼこの0.4%、0.8%、1.7%というのが妥当であるという客観的な数値も出てきましたので、こちらの方でよろしいのではないかと考えます。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、夏目委員、お願いいたします。

○夏目委員 私は以前、案1が消費者としては望ましいのではないかという発言をさせていただきましたが、その後、生産者側それから実需者側のお話を聞いて、あまりにも厳しいという御意見がございました。結論的には私は、案2に賛成せざるを得ないだろうと思います。案4は論外でして、これではやっぱり緩くなったと受けとめられてしまいます。

それで案の2ですが、5ページのところで事務局が調査をしていただいて数字を出してくださいました。御説明の中で、約3割のデータなので参考までということですし、それに基づいての適正水準も参考までと仰いましたが、このように数字が出てきますとどうしても数字に捉われるという傾向になってしまって、この5ページの適正水準ですと1等が0.36%、2等が0.74%、3等が1.69%ということ、案2の0.4%、0.8%、1.7%と比べたときに、端数の小数点第2位のところの処理がちょっと違うのではないかなと思っていて、1等の0.4%、3等の1.7%というのは妥当かと思うのですが、2等の0.8%というのはちょっと甘くて0.7でもいいのではないかと、この適正水準の数字からだけ見ればそんな感じがしたところがございますが、あくまでも参考資料ということであれば、あまりこだわることもなく案2で皆様がよろしければという形になろうかと思います。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは横田委員、お願いいたします。

○横田委員 私も結論からいうと案2で良いのではないかなと思います。生産者側からすると今までより少し厳しくなる基準だと認識していますが、この検査基準、規格が農家に対するメッセージにもなりますので、より良いものを作っていこうという意欲、意識を高めるという意味では、それに我々しっかりとコンタミのない良いものを作っていこうということを目指すという意味で、より厳しくなりますが、案2を受け入れるということが良いのではないかなと思います。

○大坪座長 ありがとうございます。

そういたしますと、御出席の委員の皆様は全て案2に御賛成ということでございまして、先

ほど栗原委員からも書面で賛成ということでございます。高木委員につきましても……

○上原米麦流通加工対策室長 そうですね。皆様の御意見に委ねるということで、案の2についても賛成であるものではございます。

○大坪座長 ということで、今回は委員の皆様のお話にもございましたように、検査の実態を踏まえて新たに提示いただきました客観的なデータを参考にしながら出されたということと、生産者、実需者、それから消費者の皆さんのバランスのとれた案であるということ、そういったことから皆様から御賛同いただきました。

それでは、皆様の御意見をもとに、今回でもってこの案2ということで進めていきたいということで、決めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、この委員会の決定を踏まえまして、今後、事務局の方で手続を進めていただければと思います。

次に資料2、フレコンの推奨規格の検討ということで、事務局から説明をいただきます。よろしくお願ひします。

○上原米麦流通加工対策室長 それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。フレコンの推奨規格に関する御参考の資料でございます。

まず1ページを御覧ください。前回御議論いただいた内容を振り返ってまいりたいと思います。

まず1つ目の丸のところでございますが、フレコンの流通の現状を踏まえ、フレコンを規格化していくということは賛成だという御意見。それから2つ目でございますが、こういう推奨規格をつくってまいりますと、包装の事前確認が要るのではないかという御意見でございました。3つ目でございます。フレコンの推奨規格を決めてまいりますと、フレコンの実態といたしまして中国からの輸入が多いということで、そういうものについてどのように検査をしていくのか、また、輸入が使われなくなることになりますと、コストが2倍から3倍になるということで承服できかねますという御意見がございました。4番目でございます。規格を収れんさせていくというのは良いということでございましたが、規格を考えると緩やかなものが良いという御意見がございました。そして5つ目、最後でございますが、安全性の観点ということで、そのあたりも配慮が必要だという御意見がございました。このような御意見を踏まえて座長の方からは、また次回の御議論に続けていただければということで、まとめているところでございます。

そこで2ページを御覧ください。いろいろ前回の御議論を踏まえて、データなり調査なりさ

せていただいたところでございます。まず2ページでございますが、フレコンの製造国別の生産数量を、表にしております。これはお米のフレコンだけではなく、また、食品だけでなく、工業製品も含めたフレコンの状況ということでございます。オレンジ色で塗ってあるところが国内で製造されているフレコンということで、表のところを括弧書きで書いてございますが、4.9%というのが2018年の割合でございます。その他の大多数のフレコンは海外ということでございまして、中国、ベトナム、インドネシアというところが主な製造国になっているということでございます。

そして3ページを御覧ください。フレコンの強度ですとか安全性に関しましては、日本工業規格が定めているということでございます。J I Sマークがございまして、この規格で定められている項目、枠内に記載をさせていただきました。コンテナの材料性能ですとか、つりベルトの材料性能、それからコンテナの製品性能などが定められているということでございます。

4ページを御覧ください。このJ I Sのマーク、日本工業規格と申し上げましたが、現在の呼び方は日本産業規格になっております。日本産業規格の認証の仕組みについて流れを示しております。まず左側でございますが、フレコンを作っている企業、製造業者がJ I Sの認証機関に申請をされ、J I Sの認証機関が工場ですとか製品の審査をされる。そして審査に合格すれば認定証が交付され、交付を受けた企業がJ I Sマーク付きのフレコンを販売しているということでございます。ただ、枠内に書きましたが、現在この仕組みで認証を受けている製造販売業者は極めて限られておりまして、3社のみということになっております。

多いのが、5ページの方でございまして、日本フレキシブルコンテナ工業会というところが、独自の検査の流れをお持ちだということでございます。これは会員の企業が、海外などに製造を発注をされ、そして納品を受けられているということでございますが、このフレコンを、この企業のところで検査されているということでございます。その検査結果をフレコン工業会に提出をされ、フレコン工業会で確認をされたら品質保証マークが交付されるという流れです。この交付を受けた企業が、品質保証マーク付きのフレコンを販売されているということでございます。聞くところによりますと、重大な過失があればこの会員の除名処分もされるということで、独自のそのような仕組みをつくられて運営されているということでございます。

6ページを御覧ください。今度は農産物検査の仕組みの中でございまして、紙袋については現在、包装容器として規格がございまして、これについての農産物検査の中の検査をどのようにしているかということでございます。3つほどやり方があるということで、どれでも良いということでございますが、一番上は製袋業者がみずから証明書を発行されているというパターン

です。みずから農業者など、紙袋を販売された先に証明書の交付をされていっしやると、農業者はそれを登録検査機関に、今度は農産物検査で受けられるわけですが、その際にその証明書を御提出されている。その証明書を農産物検査の登録検査機関が確認をしているというものでございます。

真ん中のところは、外部の機関の証明印で確認をしているというパターンでございます。製袋業者が外部の、これはどこでもそういうことができるところはいいのですが、外部の検査機関に検査を委託して証明を受けられているということでありまして。その証明を受けたら、例えば第1種紙袋などの袋に外部機関の証明印を印刷して農業者に納品をされていると、その納品された袋に農業者がお米を詰めて、登録検査機関に農産物検査のときに持ってこられると、登録検査機関は、その紙袋に表示された証明印を確認されているという流れでございます。

一番下はそれ以外ということでございますが、登録検査機関が確認をしているというものでございます。ホームセンターなどで販売されている紙袋でございますが、これは証明書を特に発行されているものではないと考えております。このようなものを農業者が受け取られた場合に、登録検査機関にお米袋を持ってこられるわけですが、そのときは証明書がございません。このような場合に登録検査機関は、現物つまり紙袋により確認しているという流れでございます。

7ページを御覧ください。先ほど申し上げましたことを、基本要領という局長通知に定めてございます。赤枠で囲ったところに先ほど申し上げたパターンが記載されているということでございまして、赤枠の一番上、1番のところが先ほど6ページの一番上のパターンでございまして、製袋業者などの証明書が提示された場合は、これを確認することにより事前確認に代えることができるということでございます。2番目のところが先ほどの真ん中のパターンでございまして、個々の包装に付されている表示（合格証印など）を確認することにより、事前確認に代えることができるというものでございます。そして一番下でございますが、これは赤枠の一番下でございます。「注」と書いてあるところでございますが、農産物の検査前に受検品と同じ空袋、これを求めることにより確認をしているというのが一番下のパターンでございます。

それから8ページを御覧ください。備蓄米に関しましてはフレコンの標準規格が定められているということでございますので、御参考としてお示しをさせていただきます。上の青枠のところでございますが、備蓄用米のフレコンの場合、形状は角形、寸法について記載のもの、ただし寸法は、1番目の3行目からの「なお」のところでございますが、支障がないものは使用することができるという規定でございます。また、本体の仕様として材質ですとか打込本数が

定められ、積み重ね段数4段、量目について3パターンを提示しているということでございます。また、備蓄用米の場合、フレコンについて30年産であれば、大体48.3%使用されているということでございます。御参考でございます。

そして9ページを御覧ください。前回御議論いただいた後、私どもは調査を行って実態把握に努めております。調査時期12月上旬ということで、調査の対象でございますが、全農さん、それから全集連さんの御協力のもと同会の会員組織に調査をかけております。また、全国的な流通事業者にも調査に御協力をいただいております。調査内容でございますが、フレコンの形状、量目、寸法、そして繰り返し利用の有無、価格、そして安全性に関する仕様について調べております。

10ページを御覧ください。その結果でございます。限られた調査の世界ではございますが、形状については、角形が57.8%使用されています。また、角形ではございますが、より角形の形が保持できる隔壁型というものがございまして、これが14.2%あるということでございます。

量目を御覧いただきますと、過半数以上を占めているのが1,080kg、続いて1,020kgがあるということでございます。

そして3番目でございます。JIS規格に基づいた設計かどうかということで、これは該当するということが9割でございますが、「わからない」というところもございましたので、それが9.3%ございますが、ほぼ該当するというところでございます。

そして4番の寸法でございますが、これは90×90×130というもの、そして90×90×135というもの、これが多いということでございますが、その他の寸法のものも何通りかあるということでございます。

5番目でございます。繰り返し利用の有無ということでございますが、していないというのが6割、しているところが4割ということで、双方あるということでございます。

11ページを御覧ください。今度は価格について御回答いただける範囲で御回答いただいておりますので、記載をさせていただいております。形状について丸型、角形、そして角形の隔壁型というものを分けて記載をしておりますが、いずれも1つの形の中でかなり価格差があるというのが現状でございます。丸型であれば895円～2,945円という範囲でかなり広いですし、角形であっても900円～2,900円まで同じように幅があるということで、1つのタイプでも幅がかなりあるように思います。ただ、タイプによってあまりその傾向というのは逆でないのかなと、隔壁型になりますと少ししっかりした形になりますので、少し価格が高目になっていると思っております。

②の量目についても同じような傾向でございまして、600kg、1,000kg、1,020kg、1,080kgというものをみてまいりましても、そんなにそれぞれのタイプで幅があるということが言えると思っております。一番流通量が多い1,080kgが、一番平均で見るとちょっと安い価格になっている気もいたしますが、またこのあたり実態をいろいろ伺ってまいりたいと思っております。

繰り返し利用についても、これは販売価格というよりはレンタル料になってくるわけですが、1,440円という御回答をいただいた範囲で記載をさせていただきました。

御参考として括弧内で書いてございますが、紙袋の価格についても調べております。第1種から第4種、それからその他の紙袋というものがございまして、それぞれ平均を書かせていただいておりますが、その右側にフレコン換算というところでフレコンに換算した場合、フレコンの量目は1,080kgだと換算して算出しておりますが、フレコンの値段よりも紙袋の値段の方が高いと感じたところでございます。

続いて12ページを御覧ください。このようなフレコンの実態なども把握に努めているところでございますが、今後の検討方向といたしまして、生産者団体、集荷・流通業者、農業者などから御意見を聞いてまいりたいと思っております。また、前回も御意見をいただいておりますが、物流合理化につながり、経済面でも農業者に不利益が生じないように留意をしながら、推奨するフレコンの形状、量目、安全面から満たすべき事項などを、整理をしてみたいと思っております。整理ができた時点で、また本検討会に御提示をさせていただき、御議論をいただきたいと思っております。

今後の検討で重視すべき項目といたしまして、これは外せないだろうと思っておりますのが、量目、形状、安全性だと思っております。そして留意すべき事項として、重複いたしますが、農業者が不利益をこうむらないように価格を初めとする経済性に留意をするということ。そして我が国で製造されているフレコンは5%程度であるという実態を踏まえ、海外のフレコンも活用可能とするように留意するという。そして3番目でございまして、現在、多様なフレコンが使用されているという現状を踏まえまして、推奨規格以外のフレコンの使用も排除しないなど、現場が混乱しないように留意するというを念頭に置きながら、事務局の方でまた検討をさせていただきたいと思っております。

最後でございまして、栗原委員、本日は御欠席でございますので、御提示いただいた意見がございまして読み上げさせていただきたいと思っております。

栗原委員の資料の2番でございまして、フレコンの推奨規格についてということで、物流の実態から、フレコン規格を収れんする方向については理解できます。一方で、現在流通している

フレコンの規格・量目はさまざまな種類であることから、農産物規格にフレコン規格を設定する際には、現行フレコンが流通可能となるよう緩やかな整理にすべきと考えます。また、フレコンはリターナブルとワンウェイタイプがありますが、リターナブルタイプのフレコンは、ばら流通の運搬具と認識をしているので、農産物検査規格上の位置づけを工夫する必要があると考えますという御意見をいただいております。

事務局からは以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

フレコンの使用実態、それから認証の仕組み、それから検査の実態、局長通知も含めまして、紙袋とも比較しながら御説明をいただきました。また、新たに事務局として実態調査をされたということで、フレコンの形状、量目、設計、寸法、繰り返し使用の有無、それから価格につきましても調査をいただいたことについて、今御説明をいただきました。最後のページに、今後の検討方向案として御提示いただいております。

それでは、今回のいただいた提示案、御提示いただいた案、それにつきまして各委員の皆様から御質問あるいはコメント、御意見等、承りたいと思います。今回はどなたからでも結構でございますので、いかがでしょうか。

夏目委員、どうぞ。

○夏目委員 御説明ありがとうございます。

私はフレコンの強度や安全性に関して少し質問もさせていただきたいと思います。J I S規格は3社のみ、J I S規格は認証を取るにも時間がかかりますし、その後、認証を取ってからもコストがかかるのでなかなか広がらないというのは、J I S規格そのものの全体の課題だろうと思います。

ただ、それに代わりまして資料の3ページ以下に、日本フレキシブルコンテナ工業会のJ F Cマークというものが、一般的に使われているという資料がございました。これは会員企業に限りということですが、J F Cに加入している会員企業というのはどのくらいあるのかどうか、もしおわかりになるのであれば教えていただきたいということが1つ。

それから安全性のことにつきましてJ I S規格に基づいた設計、J F Cマークというものが代わりに使われていて、それが安全性を担保しているということであれば、私は産業界が自主的な取り組みをすることについては、大変良いことだと思っております、それを進めていただければよろしいかと思っております。

ただ、J I S規格に基づいた設計だけで安全性が担保できるかというのと、またそれはちよっ

と、それはそれで大事ですが、別の角度で例えば製造物をつくる責任、事業者の方にLP法、製造物責任法というのがございます。そういった観点でも必要な視点があるのではないかと、いうことを考えたりしましたものですから、その辺について何か教えていただければと思います。

以上でございます。

○大坪座長 2点御質問いただきました。会員企業様とそれからPL法との関連ですね。事務局の方でいかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

まずJFCマークがついているところがどれぐらいのウエートを占めているのかという御質問がございました。実際に正確にウエートを把握しているわけではございませんが、私どもが先ほど御紹介をした全農さんや全集連さんなど全国的な流通業者の方などにお伺いをする中で、JISに適合したものがどれだけあるかということで、JISマークがついているか、あるいはJFCマークがついているかということになってくるのですが、こういう中で9割のものがそれに適合しているという御回答でございました。つまり、ほぼ大半のものはJFCマークが付いているという認識をしておりますが、詳細をしっかりと把握しながら、次回、整理した後にまた御議論いただきますので、またそのあたりも含めて御議論いただければと思っております。

もう一点は、安全性についてJFCやJISマークだけで良いのかというところでございました。PL法の関係など、いろいろ製造責任の観点でさまざまな規制があり、安全確保の観点でございます。当然私どもが考えてまいりますフレコンの推奨規格というものは、そういうさまざまな法で規制がかかっているものは準拠されているというものが原則になってくると思います。

例えば紙袋の規格でも、包装容器でございますので例えば厚生労働省の食品衛生法に基づくものなどは必要になってくるわけでございますので、そういうものはこの規格とは別になるかもしれませんが、当然遵守されてしかるべきものだと思いますし、我々がそういうものを周知していく段階で、農産物検査の規格に加え、こういうものも守らなければいけないのだというお伝えの仕方になるのであろうと思っております。

○大坪座長 ほぼ9割が該当していますが、さらに次回詳しく御説明いただくということでもあります。それからPL法等関連法規につきましても、それを遵守しておられることをもとに考えておられるということでございます。

夏目委員、いかがでしょうか。

○夏目委員 結構です。ありがとうございます。

○大坪座長 よろしいでしょうか。

それでは、他の委員の皆様、いかがでしょうか。

江渡委員、お願いいたします。

○江渡委員 今、事務局の方から説明資料の最後のところで、推奨規格のフレコンに係る今後の検討方向というのが説明されたわけでありますが、その中で栗原委員の意見にもありますとおり、そもそもフレコンの扱いを従来どおり運搬具とするのか、紙袋のように包装容器の扱いにするのかということについて、もう少し言えば、紙袋であれば現在は農産物規格規程の中で規格として位置づけられています、事務局の方で目指す方向についてどの程度のところを考えていらっしゃるかというのを、確認の意味でお聞きしたいと思います。

○大坪座長 運搬具なのか包装容器なのかという大きな方向をお尋ねです。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

そういう意味では、現在の紙袋の規格について本日の資料でも御紹介をしまいましたが、紙袋について包装容器として定められているというものでございます。さらに、その資料の中で御説明いたしましたが、かなり緩やかな第1種紙袋から第4種まであり、また、その他の紙袋も使うことができると、極めて緩やかな規格の設定の仕方をしているというのが、紙袋のものだと認識をしております。こういうものを念頭に置きながら、また検討を進めさせていただき、具体的な規格の置き方というものについて、また整理ができた時点で本検討会に御説明をさせていただきたいと思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。

今日御提示いただいたような紙袋の規格がございしますが、それに合わせたような緩やかな規格ということ念頭に、これから進めるということで御説明いただきました。

江渡委員、よろしいでしょうか。

○江渡委員 はい、結構です。

○大坪座長 他の委員の皆様、いかがでしょうか、フレコンにつきまして。

郡司委員、お願いいたします。

○郡司委員 推奨規格の収れんを行っていくということには賛成です。今、各産地、品種等々によってさまざまな形態で入ってきています。形状が違う、容量が違うということで、倉庫で保管するときにフレコンですと3段までしか重ねられないという問題もありまして、規格が統一されている紙袋ですと30kgですと4段まで、安全性も配慮した中ですね。そういった保管の能力のところ、フレコンの規格を統一していくことによって、保管スペースの方も有効活

用できるのではないかと弊社の方は考えております。

また、現在さまざまな容器を保管しておくスペースというのも、回収の頻度ですとかその辺の問題があって、衛生的にも精米工場で空いたフレコンを長期保管して、例えば量が少ない場合とかですと、その頻度が夏場と長期になりますと、そこから衛生管理上、虫が発生したり、梅雨の頃ですとかビの問題とかも出ますので、そういう部分で同じ規格のもので回収のルール等も広げていくと、そういったホワイト物流の方にも関わってきますが、メリットはかなりあるのではないかなと思います。

ただし、栗原委員の御意見でもありますように、緩やかな整理が必要だということは弊社としても認識しております。当然今、先ほどお話ししたように、形ですとか色で実際認識をしているというところがありますので、精米工場内で受け入れのときのコンタミなど、切り替えの頃いろいろとそういった部分で、容量・規格は一緒になっても、今まで見ていたフレコンが、これはどこどこ産地のどの品種だという、そういう目視で見ていたものが変わるというところでは、運用の定着までには少し慎重なことが必要かなと考えております。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

基本的な方向は賛成いただいておりますが、保管スペースの視点、それから衛生管理の視点も大事であるということですね。緩やかな整理をするということで慎重に進めていただきたいと、こういう御意見でございます。

事務局の方はいかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

確かにフレコンですと3段までとか、あるいは紙袋のほうが積み上げられるとか、そういう実態もあるという話を伺いました。そういうところあると思います。さらにフレコンの規格を収れんさせていくことで効果的に保管倉庫を利用できるとか、そういう視点もあるということで、紙袋も否定しないと、また、フレコンも推進するという、これは両者それぞれのメリット・デメリットがあると思いますので、紙袋が必要だという方は紙袋の流通の世界も引き続き必要なのだらうと思います。

あとワンウェイリターナブルかという、繰り返し利用ということのメリットも仰っていただきました。実際、調査を行いますと4割リターナブルということで、6割ワンウェイという使い捨てのタイプだということでございます。ですので、それぞれの方式があるということかと思っておりますので、そういうのは念頭に置きながら、緩やかな規格ということも仰いましたので、

そういうことも念頭に置きながら、また、より農業者にメリットがあり、また物流の合理化にもつながるような、双方念頭に置いたものを考えていかなければいけないのかなと思っておりますが、そこはまたこれからよく検討させていただき、また本検討会に御提示をさせていただきたいと思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。

紙袋も含めてフレキシブルに対応されるということと、緩やかな規格ということを考えておられると、それから農業者には負担をかけないように、また、物流合理化を進めるという観点からご検討いただくということです。

齋藤委員、どうぞお願いいたします。

○齋藤委員 今回のフレコンの議論は規格の統一みたいな感じで、量目が変わってはなかなかカウントしづらいという面がありまして、例えば1,020kgと1,080kgが例えば混載になってきたら後からの、別々の人がいろいろな管理をしますので、ミスの原因にもなりますので、その辺はある程度規格ということできっちりとしてもらった方が実は良いので、そんな緩やかになんていうことを言わずに、地域流通にとって必要であれば600kg、あとフレコンは1,080kgと決めてもらったら、その方が現場としても良いと思います。

あとそれから「緩やかな」という表現がありますが、緩やかにやるのであれば、何も規格で新たに規制をかけるよりも、規制のない規制みたいなものを作るよりも、今までどおり運搬具として認識しつつ、例えば生産者、流通業者、精米業者、それから消費者まで含めた中で規格の統一ということで、新たな規制をかけるというのではなく運搬具としてやれないものかなと思って、新たな規格・基準を作って、それも緩やかな基準だとすると、何を我々守れば良いのかわからないですし、それからうちの場合は角形の隔壁のやつを主食として使って、今年の加工用米は丸を使ったのですが、来年から角じゃないとやっぱり倒れる事故があって使いづらいというので、今度は一本化したいのですが、角形の隔壁というか真四角になるキューブタイプになるものの数があまりないので、色分けでもなれば良いのですが、一本なので、逆に遠くから見てもこれは加工用米、輸出用米というような感じですぐ分かるような分け方を現場ではしたいので、メーカーにも開発要求を出せるようなことになれば良いのかなと思っていますし、運搬具なのか包装容器なのかという一番の問題なのですが、運搬具で今までどおりやって、推奨規格を農林水産省の方で発表するみたいなことではだめなのかなと思いました。

○大坪座長 ありがとうございます。

量目などについては厳しくしても良いのではないかというお話ですが、緩やかな方向づけが

どちらを向いているのかということで、今までどおりの運搬具として推奨規格をつくるのか、それとも新たな包装容器として考えておられるのか、その辺の基本的な方向づけについてお伺いしたいということでございます。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

そういう意味では、まずフレコンの規格の必要性というところの御意見だったかと思えます。現在、紙袋については農産物検査の中で第1種から第4種で、その他も認められているという世界でございますが、段々収れんしていくのだろうと思っております。現在は第1種から第4種の紙袋がほぼ大半が使われているという現状がございます。そういう意味では、皆様から御意見を伺ったり、あるいは個別に農業者あるいは流通業者などから御意見を伺っている中で、まず収れんをしていくということは必要だろうと、物流の合理化のためにやはり角型だったら角型とか、量目も御意見があったとおりに、なるべく収れんさせた方が合理化には大変必要だという御意見は、かなり大勢を占めているのではないかと思っております。

そういう中で、どう収れんさせるかというところを考えてまいったときに、これも事前にお伺いをしている中で農産物検査の中でそういう規格を緩やかな形で定めることによって、収れんの推進力が得られないではないかということで、御意見を伺ったところもでございます。

ですので、そのあたりも踏まえながら現在検討させていただいているというところではございまして、強制力をかなり強めて、現場が混乱してしまうということになってはいけませんし、逆に推進力がないような形でもなかなか何年たっても収れんされないということでは物流合理化も進められないということになりますので、どの辺りに設定をするかというのは、いろいろな方から御意見を伺いながら考えさせていただければありがたいなと思っております。

○大坪座長 そういった形で物流合理化を1つの目的として検査規格でそれを促進していくと。ただしいろいろな混乱が生じないように緩やかな方向でと。決定したことではなくて、皆様の御意見を伺いながら実態を含めて調査を考えていこうという事務局の御説明でございます。

齋藤委員、いかがでいらっしゃいますか。よろしいですか。

○齋藤委員 はい。

○大坪座長 では、横田委員、お願いします。

○横田委員 もう十分いろいろお話、御説明を伺ったので大体分かったのですが、それは私もそれでそうだなと思って聞いていたのですが、事前に質問しておけばよかったのですが、調査が違うからしょうがないのですが、10ページにあるフレコンの使用実態で見ると、600kg、1,000kg、1,020kg、1,080kg、4種類プラスその他2.4%になっているのですが、そもそもその前

の8ページのところに備蓄米で言うと、そのほかに960kgという量目もあるのですが、960kgはつまり2.4%の中に、調査が違うのでそれを必ずしもそういうことではないのですが、備蓄米も3種類、規格、量目ありながら実は960kgで出している人が意外と少なかったのかなと改めて思って、なぜそのようなことを言い出したかという、やっぱり収れんさせていくのは重要で、片や、みんなばらばらのフレコンを使っているかというとなんにも種類もはなくて、しかもこれで見ても1,020kgと1,080kgがほとんどを占めているので、恐らくその辺に収れんされていくのではないかと思います、それを促していくような取り組みや、先ほどの齋藤委員が仰った色分けしようみたいな話って結構重要な気かという感じがして、例えばフレコンに規格で色付けをして何kgであればこの色というように決まってしまう、何かリボンみたいな印を付けておくとか、フレコンそのものを色変えてもいいかもしれませんが、そういうのを規格として定めてしまうみたいなのも、もしかすると合理化という意味ではあるのかもしれないと感じました。

○大坪座長 ありがとうございます。収れんをさせていくという方向について具体的な備蓄米の例でお示しいただきました。

それから、齋藤委員の御提案のような色付けをすることで、それを規格に加えることで分かり易く、また合理化が進むのではないかという御意見でございます。いかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

960kgであります、その他の中に入っているということで、備蓄用の世界でどこまで回答の中に入っていたかという、そこは担保できないのですが、その他の中に入っているということでございます。

また、色の話、齋藤委員からもございましたし、分かり易い現場で、郡司委員からもございましたし、分かり易い管理を色などで区別をされていらっしゃるという実態があるということですので、そこはよく念頭に置きながら、それを逆に規格で定めることで、色で区別されていたものが混乱してもいけないですし、そういう規格を定めることでやりやすくなるということなら、そういうことなのかもしれません。その辺りもよく御意見を伺いながら考えさせていただければと思います。ありがとうございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

他に御意見、梅本委員、どうぞ。

○梅本委員 最初の議論からいろいろ伺ってまして、私、現場をよく知っている立場で申し上げさせていただきますが、まず一番に手荷役の労力の減少ということはフレコンを使うとい

うことは非常に有効だということが1点と、それから紙袋と比較して非常に安価である。これは生産者の負担が軽減されるということ。それから倉庫での在庫管理も比較的容易な点が紙袋と比較すればあります。日本フレキシブルコンテナ工業会が定めるJ I Sの規格、これが大体9割以上占めていますので、海外産のもので今流通しているものが大半ですから、これも1つは基準として定めるということは容易だと思います。

それからやはりコンタミの問題もあって、これはワンウェイで使っていくのが我々としては一番わかりやすい形だと思って、現在それを実行しています。

量目については600kgというのもあって、600kgというのはどういうことなのかと思ったら、畜産関係で飼料を入れるタンク、これが大体600kgの規格らしいです。ですからフレコンで持ち込んだ場合に600kg入れて止めるわけにいかないの、そこで600kgというのが今の飼料用米関係は一定の基準で、まだすぐになくしても困るということらしいです。

それから、最後ですが、何年か使ってきて隔壁型の角型で試みに高さが1,150で縦横が1,050、そうすると1,100のパレットにちょうどいい感じでおさまって、トラックに積む場合もきれいに乗るということですので、総合的には今まで皆さんのお話しした内容と変わらないと思いますが、細かい点だけ要望しておきたいと思います。

それから一番肝心なのは、やはり包装容器として特定することは非常に難しい問題が出てきますので、あくまでもこれはばら流通用の容器としてスタートしていますので、最後までやっぱり運搬具としての捉え方をしていただけると一番現状に即した形でよろしいかと思えます。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

現場に即した実態をよく御存じの梅本委員でいらっしゃると思いますので、フレコンのメリットを3つ御提案いただきまして、また量目についても畜産用の御説明をいただきました。ワンウェイがコンタミを防ぐ意味ではよいとか、隔壁の例、パレット、トラック、非常にいいという具体的なコメントをいただきました。ありがとうございます。最後に運搬具として見ていただければありがたいという御提案でございます。

他に委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日いただきましたいろいろな貴重な御意見をもとに、また次回、事務局の方でいろいろ調査など進めて方向性を出していただければと思いますが、一応今回、12ページに示していただきましたこの方向で基本的な方向としてはこういう形で進めていくということでもよろしいでしょうか。

それでは、そういう形で進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして資料3です。着色粒・胴割粒の検討ということで事務局から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長　それでは、資料3を御覧いただきたいと思います。

1ページでございますが、第2回の前回の検討会での御意見を振り返りさせていただきたいと思います。

まず、着色粒に関する御意見でございますが、生産現場で非常に高齢化などの状況がある中で、管理が非常に厳しくなっているという御意見がございました。そういう意味で被害粒の除去をどの段階で行うのが適当なのか検討できるように、まずはこの調査を行うべきという御意見がございます。

そして胴割粒に関する御意見でございますが、これは検討する段階に至ればということだと思いますが、精米の規格がありますので、そういうものを参考に議論をしていただくのが必要があるのではないかと御意見。そして胴割粒の発生要因、どのような要因でなったのかなどをしっかりと調べていただきたいという御意見。そしてまた、穀粒判別器との関係でございます。来年から活用も可能になってまいります、そのデータを使う際に簡易精米という実際に精米して割れるかどうかということも検査現場で見られているところもございます。こういうもののデータと穀粒判別器のデータの整理をしていただければという御意見がございました。

また、総合的な御議論、御意見でございますが、流通段階でも着色や碎粒の除去をするという部分では非常に技術が向上しているということ。精米基準を規格にリンクしていけば良いという御意見がございます。

また、基準が緩やかな形になってしまうことによって生産者が作られたものが選ばれなくなってしまうと、そうならないといけないという御意見をいただいております。

座長の方からは引き続き、また御議論をいただきたいということで整理をいただいております。

そして2ページを御覧ください。前回お諮りをさせていただきました着色粒・胴割粒に関する調査について、今回は3ページ以降にお付けしておりますが、実際の調査票、これもイメージをいただきながら進めてまいりたいと考えております。

2ページのところ、再度の御説明となって恐縮ですが、調査は穀物課が関係団体の協力を得て、書面調査、対面調査、現地調査を実施していくということ。そして調査内容でございますが、産地・生産者に対し着色粒・胴割粒の発生防止に関する取り組み、それに要するコスト、

そして着色粒の除去に要する取り組み、それに要するコスト、お尋ねをしてまいりたいということでございます。

また実需者に対しましては、着色粒の除去に関する取り組み、それに要するコスト。着色粒の除去水準。胴割粒の精米歩留まりの低下、精米品質の低下の度合い。そして消費者からのクレーム対応に要する手間やブランドへの影響など伺ってまいりたいと思います。

そして消費者に関しましては、着色粒・胴割粒が混入した米穀に対するお考え。括弧のところに精米時の砕けなどということ胴割粒のところに記載をさせていただいております。そして生産者・実需者の着色粒・胴割粒発生防止・除去に対する取り組みへの考えについて伺ってまいりたいと思っております。

実際の調査票、3ページ以降に記載させていただいております。概略だけ御紹介いたしますと、まず3ページですが、農業者への調査票でございます。順次経営概要など選択式でなるべく御負担のないようにさせていきながら聞いてまいりたいと思っておりますし、右側の問いの9番のところで乾燥調製整施設などについての機械のスペック、そして籾摺機の概要、色彩選別機の概要について伺ってまいりたいと思います。

4ページでございますが、胴割粒についての調査でございます。どのような発生防止の取り組みをされていらっしゃるのかということをお伺いしてまいりたいと思っております。

また、問いの11番のところでは、着色粒に関係してまいるところでございますが、カメムシ類の発生防止について、どのような取り組みをされていらっしゃるのか、現場の御負担を伺ってまいりたいと考えております。

また5ページのところで問いの12番では、生産者の段階で色彩選別機による処理をされている方に対して、その要するコストなどを伺ってまいりたいと考えております。

6ページは、今度農業者個人というよりは地域全体という観点でございます。大規模乾燥調製施設、カントリーエレベーターなどをお持ちの地域に対して聞いてまいりたいと思っておりますが、伺う項目としては先ほど機械施設で色彩選別機のところを聞いてまいりましたが、ちょっと具体的なスペックなど専門的なところが入っておりますが、ほぼ伺う内容は先ほどの農業者と同様でございますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

8ページを御覧いただきますと、今度は精米事業者向けの調査についてお伺いしたいと思っております。問いの1、2、3でお持ちの経営の所在地とか、処理の数量とか、機械施設の保有されているものについてお尋ねをさせていただき、問いの5番から胴割粒の混入によってどのような影響があるかということをお伺いまいりたいと思っております。問いの7番、8番、9番、

10番でございますが、胴割粒によって消費者からどのような反応をされるのか、あるいは消費者の反応がどのように変化しているのか、クレームの受ける頻度はどうかと、その場合どのような対応をされていらっしゃるのか。

そして9ページの11、12、13番あたりでございますが、そのクレームに要するコスト、総合的な玄米の価値の低下の度合いなど、お伺いをしてまいりたいと考えております。

続いて14番からは、今度は着色粒に関する御質問になってまいります。着色粒の精米製品への混入の許容範囲、どれぐらいかというところ。あるいは精米製品にどれぐらい処理能力を落とさずに仕上げるができるか。そして問い16番、17番は、処理によるコストについて伺っております。そして右側でございますが、問いの18番、19番、20番、21番、22番、23番でございますけれども、消費者からの着色粒が入っていた場合のクレームへの対応の状況をお伺いしてまいりたいと思います。25番は総合的に着色粒によってどれぐらい玄米価値が低下すると思われるかということをお伺いしてまいりたいと思っております。

10ページを御覧ください。今度は消費者に対する御質問でございます。まず1番、2番でお住まいの都道府県、あるいは購入されている数量、あるいは主な購入先、問3のところでお伺いしてまいりたいと思います。問4番からは胴割粒に関する御質問でございますが、胴割粒の混入された米穀についてどのような受けとめ方をされていらっしゃるか。また問いの6番では生産者などの取り組みについてどのように感じていらっしゃるかということをお伺いしてまいりたいと思います。

11ページでございます。着色粒についての御質問をさせていただきたいと思っております。まず説明のところでは着色粒とはどういうものかということ、また生産者の段階でカメムシの防除のために農薬が使われていらっしゃる、あるいは色彩選別機などを活用されて除去に努められていること。実需者の段階でも除去に努力されていることをお伝えしたいと思っております。問いの8番からでございますが、着色粒が混入した米穀についてのお考えを伺い、問いの10番などでは生産者段階などの取り組みについてどのようにお感じになっていらっしゃるかということをお伺いしてまいりたいと思います。

12ページは中食・外食事業者向けということでございます。先ほどの生産者へのお尋ねと重複するところがございますので、そこは割愛させていただきますが、例えば独自の設定といたしましては、12ページの問いの8番でございますが、混入した米穀について商品へどのような影響があるかというお尋ねをさせていただきたいと思っております。

また、13ページのところで、商品へのクレームについての可能性がどれだけあるか、あるいは

はそのときの対応など、お伺いをさせていただきたいと思います。

いずれの調査の中身につきましても、なかなか全て埋まらないこともあるかと思ひますし、データとして完備されていない事項もあるかと思ひますので、そこはご担当者の相場感の中での御回答かと思ひますし、記載できないところは全て記載いただかなくても結構だと思ひておりますが、なるべく具体的な調査になるように私どもも努力をしてまいりたいと思ひております。

14ページを御覧ください。この調査の流れでございます。一番左側、農林水産省の私ども穀物課の方から今後、関係団体のほうに御協力の御依頼を正式にさせていただきたいと思ひております。御協力いただく団体から直接農業者あるいは大規模乾燥調製施設、実需者、消費者、中食・外食事業者などに聞いていただくということがございますし、また私どもから直接お伺いをするということもあるかと思ひております。その後で書面だけでは把握できないことも多々あるかと思ひますので、現地調査、対面調査をさせていただきながら、実態の把握に努めてまいりたいと思ひております。

これらを整理の上、本検討会にまた御報告をさせていただき、着色粒・胴割粒の規格について御検討をさせていただきたいと思ひております。

下側に調査の留意点を記載させていただいております。重複するところがございますが、まず本調査について関係団体の協力を得て実施をさせていただきたいということ。また、関係団体と調整の上で調査期間について決定をしてまいりたいということ。そして書面調査でございますが、経営規模、機械装備、お米への考え方の多様性、着色粒の発生地域などを考慮して、バランスに留意をして実施してまいりたいと思ひております。また、回収率などの状況を踏まえまして、調査の過程で必要と判断された際には追加調査も行うということと考えております。そして書面調査の内容を深掘りするため、現地調査や対面調査を行うということ。結果については規格検討会で報告をさせていただきということ。そして一番最後でございますが、本調査の細部に関する事項につきましては、座長に御相談をさせていただき取り進めることとさせていただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

○上原米麦流通加工対策室長 申しわけありません。あと栗原委員から意見を御提出いただいておりますので、事前に読み上げさせていただきたいと思ひます。

3番、着色粒・胴割粒の規格についてというところでございます。生産現場の努力、高齢化、

大規模化などの実態を踏まえ、こういった規格が適正か検討できるよう調査を進めていただきたい。また、流通現場に即した検討ができるよう取り扱いボリュームを反映するなどして調査対象を選定すべきと考えますと。

(1) 農業者、JAへの調査。生産サイドにおける色彩選別機の稼働期間はカントリーエレベーターは半年程度ですが、収穫後、速やかに玄米にする生産者やライスセンターは出来秋に限られます。被害粒をどの段階でどの程度選別するか検討する上で、農業者、JAの調査では色選の能力や設置状況だけではなく、稼働している期間についても把握すべきと考えます。

(2) 消費者や中外食事業者への調査。米穀機構が実施している調査において、消費者が精米を購入する際に価格を重視しているという結果が出ていますが、精米の購入・仕入れに際して重視している事項が異なれば被害粒を許容する程度も異なると思われれます。購入・仕入れの志向とそのボリュームを踏まえて検討できるよう調査を進めていただきたいという御意見をいただいております。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

最初に前回の委員からの御意見、取りまとめもいただきまして、それから今回の調査内容、生産者向け、実需者向け、消費者向けの調査内容について御説明いただきました。最後に調査の実施について、調査の流れや留意点について御説明いただきました。

それでは、今御説明いただきましたような形の内容につきまして、胴割粒それから着色粒に関する調査の実施につきまして、各委員の皆様、もしどなたか御意見あればお一人ずつではなくて御自由に手を挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

郡司委員、お願いします。

○郡司委員 今、事務局の方から説明いただいたアンケートを実施することには賛成なのですが、御説明いただいた中でも記載できる範囲でということでお話しいただいたのですが、生産者の方から流通、最後消費者のところではありますが、我々の精米事業者向けのアンケートのところはかなりボリュームが項目が多いということと、あとは負担なくするというで極力選択式ということだったのですが、やはり記述式が結構多いです。

それで試しに事前に資料をいただいたときに、うちの二、三工場にとりあえず解説なしでアンケート用紙を回したのですが、やはり半分から、書ける工場でも3分の2ぐらいまでしか書けない。あとは解説しないとどういう書き方したらいいのかというところが分からないというようなところがありましたので、少しそこら辺の見直しをお願いしたいというところと、やは

りその設問自体が実際には例えばなのですが、問いの18ですとか19、こちらのところは我々の感覚というより消費者の方の認識で記載するところかなと我々は思いましたので、精米工場の段階で記載するのが難しいかなというのと、その下の20とかも実際には規格で製品の規格外のものが出荷をしていないので、それに係るコストですとかブランドイメージの低下がどうあられるかというのは記載しづらいというのがあります。ですので、少し先ほど2つ目の議案のところではフレコンの調査で5項目、あそこまで少なくともは申し上げませんが、少しそこら辺のデータとして活用できるような部分で御協力の方をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

基本的に賛成なのですが、ちょっとボリュームが多いと。あと記述式が多いという御指摘ですが、いかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

そういう意味では繰り返しにはなりますが、御担当者の相場感、あるいは記載できる範囲でまずは御記載をいただければと思っております。本調査については、今後の議論のために生産者の状況、そして実需者側の状況、そして消費者の御認識、これをやはりそれぞれよく伺いながら検討につなげていくということが大事だと思っております、そういう意味では非常に御負担のかかるところはなるべく軽減できるように、設問の解説とか工夫はさせていただきたいと思っております。その上で、それぞれの生産者、実需者、消費者の実情をよく我々も把握をさせていただき、また検討会にフィードバックをさせていただき、その実態を踏まえた御議論を具体的にいただけるように努力をしてみたいと思っておりますので、そういう意味では御負担があるというのは重々承知をいたしますし、それを軽くするようにまた努力をしてみたいと思っております。その上でまた御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○大坪座長 郡司委員、いかがですか。

○郡司委員 はい。

○大坪座長 御負担を軽くするようにはしていただけるということで、御相談されるそうです。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。

金子委員、お願いします。

○金子委員 アンケート調査について、郡司委員の御指摘や事務局のから御説明いただいておりますが、設問に何%、混入率1%、5%など、それぞれの数値に沿って記入するのは、目視、感覚では難しく、実際に精米する前に穀粒判定をして、精米をした後も穀粒判定をしなければ

記入が難しいかなと思います。精米事業者や生産者などをお願いするので、負担なく、回答しやすいようにして、より多くの方に協力してもらい、精度の高い実態調査ができるよう、御検討いただければと思います

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

精米の前後で試験をするとか仕分けをするとか、いろいろ御負担がかかる場合もあるので、その辺記載できる範囲でとか、そういうことも入れていただくという御指摘でございます。

その辺はよろしいですか。

○上原米麦流通加工対策室長 そこは実際に調査をかけさせていただくときに、そのようなことを触れさせていただきたいと思ひますし、またなるべく調査の趣旨も分かるように、そういう実際の調査の頭紙か表紙かの中に、そういうことが分かるように工夫をさせていただきたいと思ひております。

○大坪座長 ありがとうございます。

他に委員の皆様からいかがでしょうか。この調査につきまして御意見、コメント、御質問、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今、両委員から御指摘のありましたような形で受け入れる方、調査の対象の方が少し御負担が軽くなるような形に少ししていただければというお願いをして、この検討を終わらせていただきたいと思います。

一応皆様の御意見をいただきながらまた調査を進めるということで、この方向で進めるということで委員の皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、一応今回の予定検討項目は終了いたしました。最後に本日の内容を通じまして全般的なことでも結構ですので、委員の皆様から御意見があればお受けしたいと思ひますが、いかがでしょうか。どの項目でも結構ですが、あるいは全般的な御意見でも結構です。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、また意見等ございましたら随時、事務局の方にお伝えいただければと思ひますが、本日のところはこれで終了したいと思ひます。事務局におかれましては、先ほどの整理、あるいは委員の御意見を念頭に置きつつ、農産物規格規程の改正手続や調査の準備を進めていただければと思ひます。

本日は長時間にわたる御議論、また円滑な議事進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

進行を事務局にお返ししたいと思います。

○検穀物課課長補佐 ありがとうございます。

次回の日程につきましては、追って事務局から御連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。本日はありがとうございました。

午後5時05分 閉会